

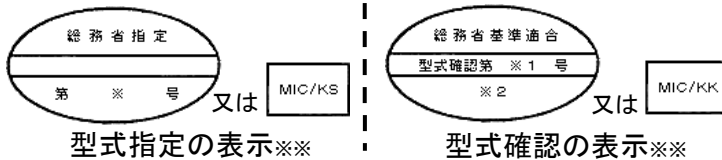
電波法 第100条において、高周波利用設備、すなわち、

- ① 電線路に10kHz以上の高周波電流を通ずる電信、電話、その他の通信設備
  - ② 10kHz以上の高周波電流を利用する工業用加熱設備、医療用設備、各種設備
- については、設置にあたり、個別に総務大臣の許可を受けるよう定められています。

これは、高周波電流の利用により、設備から電波が輻射され、放送や無線通信に妨害を与えるおそれがあるためです。

## 設置・運用に許可が必要な設備(上記②関係)

- 医療用設備(高周波のエネルギーを医療のために用いる設備)
  - 工業用加熱設備(高周波のエネルギーを木材・合板の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いる設備)
  - 各種設備(高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は、加熱若しくは電離等の目的に用いる設備)
- ※ いわゆるISMバンドを用いるものについても、設置許可が必要となります。
- ※ 高周波出力が50ワットを超えない設備や型式指定・型式確認の設備は、許可は不要です。
- ※ 型式指定を受けた又は型式確認を行った場合【注】は、下図の表示を設備の見やすい箇所に付するか、映像面に表示することができるよう(表示方法は説明書に記載等)にしなければなりません。



## 高周波利用設備の具体例

- ・ 半導体薄膜生成装置(スパッタリング)
  - ・ プラズマエッチング装置
  - ・ 超音波洗浄器
  - ・ 超音波はんだづけ装置
  - ・ 超音波ホモジナイザー
  - ・ 高周波ウェルダー
  - ・ 高周波焼き入れ装置(高周波エネルギーを直接材料に加え、誘導加熱により焼入れするもの)
  - ・ 金属板樹脂や塗料の乾燥装置(高周波を利用するもの)
  - ・ 金属融解装置(誘導炉)
  - ・ 高周波ろ一付装置
  - ・ 電子レンジ
  - ・ 電磁誘導加熱式調理器
  - ・ MRI装置
- など

※※楕円形での表示が困難な場合に限り、長方形の表示(番号等を含む)が可能です。(電磁表示の場合も同じです)

## 個別設置許可の手続(設置・運用者側で行う手続)

- 設備を設置しようとする者が、法令で定められた申請書及び添付書類のほか、外観図、測定結果等を添えて、設置場所・常置場所を管轄する総合通信局長に申請します。なお、手続には適切な書類が提出されてから、1か月程かかります。手数料はありません。
- 設備は、技術基準等(無線設備規則第65条等)を満たす必要があります。
- 許可を受けた者は、許可状や関係書類を設置場所に備え付けておく必要があります。

## 高周波利用設備の製造業者又は輸入業者の皆様への制度運用に関するお願い

- 製造・輸入する設備が高周波利用設備に該当するか、ご確認をお願いします。
  - 高周波利用設備を販売等する際には、個別設置の許可が必要である旨のご説明をお願いします。(ただし、型式指定・型式確認がされた設備は許可は必要ありません)
  - 許可申請にあたって必要な情報を販売先等にご提供いただくようお願いします。
- ※ ご不明な点がありましたら、各地方の総合通信局にお問い合わせください。

【注】型式指定……設備について、あらかじめ、製造業者又は輸入業者が技術基準等を満たすものとして、総務大臣に申請し、指定を受ける制度。対象は、搬送式インターホン、広帯域電力線搬送通信設備、誘導式読み書き通信設備、超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウェルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機、無電極放電ランプ等

型式確認……設備について、あらかじめ、製造業者又は輸入業者が定められた条件に適合することの確認を行う制度。対象は、電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器

## 関係法令(抄)

### 電波法

#### (高周波利用設備)

第百条 左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を受けなければならない。

- 一 電線路に十キロヘルツ以上の高周波電流を通ずる電信、電話その他の通信設備(ケーブル搬送設備、平衡二線式裸線搬送設備その他総務省令で定める通信設備を除く。)
  - 二 無線設備及び前号の設備以外の設備であつて十キロヘルツ以上の高周波電流を利用するものうち、総務省令で定めるもの
- 2 前項の許可の申請があつたときは、総務大臣は、当該申請が第五項において準用する第二十八条、第三十条又は第三十八条の技術基準に適合し、且つ、当該申請に係る周波数の使用が他の通信(総務大臣がその公示する場所において行なう電波の監視を含む。)に妨害を与えないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 3 第一項の許可を受けた者が当該設備を譲り渡したとき、又は同項の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割(当該設備を承継させるものに限る。)があつたときは、当該設備を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該設備を承継した法人は、同項の許可を受けた者の地位を承継する。
- 4 前項の規定により第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 5 第十四条第一項及び第二項(免許状)、第十七条(変更等の許可)、第二十一条(免許状の訂正)、第二十二條、第二十三條(無線局の廃止)、第二十四條(免許状の返納)、第二十八條(電波の質)、第三十条(安全施設)、第三十八條(技術基準)、第三十八條の二(無線設備の技術基準の策定等の申出)、第七十一条の五(技術基準適合命令)、第七十二条(電波の発射の停止)、第七十三条第五項及び第七項(検査)、第七十六条、第七十七条(無線局の免許の取消し等)並びに第八十一条(報告)の規定は、第一項の規定により許可を受けた設備に準用する。

### 電波法施行規則

#### (通信設備以外の許可を要する設備)

第四十五条 法第百条第一項第二号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次のとおり定める。

- 一 医療用設備(高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。)
- 二 工業用加熱設備(高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを木材及び合板の乾燥、繭の乾燥、金属の熔融、金属の加熱、真空管の排気等工業生産のために用いるものであつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するものをいう。以下同じ。)
- 三 各種設備(高周波のエネルギーを直接負荷に与え又は加熱若しくは電離等の目的に用いる設備であつて、五〇ワットを超える高周波出力を使用するもの(前二号に該当するもの、総務大臣が型式について指定した超音波洗浄機、超音波加工機、超音波ウエルダー、電磁誘導加熱を利用した文書複写印刷機械、無電極放電ランプ、一般用非接触電力伝送装置及び電気自動車用非接触電力伝送装置(電気自動車(電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。))に搭載された蓄電池に対して給電できる非接触型の設備であつて、鉄道のレールから五メートル以上離れた位置に設置するものをいう。以下同じ。))並びに第四十六条の七に規定する型式確認を行った電子レンジ及び電磁誘導加熱式調理器を除く。)をいう。以下同じ。)

(略)

第四十五条の三 法第百条第一項の規定による許可を受けた者は、次に掲げる書類を当該設備の設置場所(移動する設備の場合にあつてはその常置場所)に備え付けておかななければならない。

- 一 高周波利用設備の許可状
- 二 高周波利用設備の許可の申請書の添付書類並びに免許規則第二十九条第一項の変更の申請書の添付書類及び届書の添付書類の写し(免許規則第二十六条第四項(免許規則第二十九条第二項において準用する場合を含む。))の規定により総合通信局長が提出書類の写しであることを証明したものとす。

(略)

(指定の申請)

第四十六条 第四十四条第一項第一号の(1)及び第二号の(3)並びに第四十五条第三号の総務大臣の指定を受けようとする者(指定を受けようとする設備の製造業者又は輸入業者(以下「製造業者等」という。))に限る。))は、申請書に、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

(略)

(表示)

第四十六条の四 指定を受けた者は、当該指定に係る型式の高周波利用設備に別表第七号に定める様式の表示を付さなければならない。

### 無線局免許手続規則

#### (設置許可の申請)

第二十六条 法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所(移動する設備にあつてはその設備)ごとに行わなければならない。

一～三 (略)

- 四 医療用設備(施行規則第四十五条第一号に規定する医療用設備をいう。以下同じ。)
  - 五 工業用加熱設備(施行規則第四十五条第二号に規定する工業用加熱設備をいう。以下同じ。)
  - 六 各種設備(施行規則第四十五条第三号に規定する各種設備をいう。以下同じ。)
- 2 前項の申請をしようとする者は、別表第六号第1の様式による申請書に同表第2又は第3の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。

### 無線設備規則

#### (妨害波電圧等の許容値)

第六十五条 通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。

※電波関係法令は、電波利用ホームページ[http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki\\_menu.html](http://www.tele.soumu.go.jp/horei/reiki_menu.html)にも掲載されています。

また、法令の改正については、総務省ウェブサイト[http://www.soumu.go.jp/menu\\_hourei/s\\_shourei.html](http://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_shourei.html)にも掲載されています。